

お知らせ 2月

相談

人権ホットライン
ひとりで悩まないで、
電話してください

熊野町では、4人の人権擁護委員がいます。この人権擁護委員が様々な悩みについて、適切なアドバイスを、カウンセリングを行い、問題の解決、自己実現を図るため、応援します。

なお、各委員へのご相談も可能です。
とき 2月17日(金)
午前10時～午後3時

電話先 生涯学習課

TEL 820-5621

電話相談内容

- ・人権の侵害に関すること
- ・身の回りで気になること
- ・その他

秘密は厳守します。お気軽に電話ください。
(生涯学習課)

町民総合相談室

◇弁護士による法律相談

とき 3月10日(金)

ところ 役場3階特別会議室
問合せ先 総務課

TEL 820-5601

相談を希望する人は、2月28日(火)までに総務課に予約してください。

秘密は厳守します。なお、申し込み状況により、受けがけない場合がありますのでご了承ください。
(総務課)

税

町税の納期について

2月28日(火)は次の町税の納期です。お忘れのないよう納期内に納税しましょう。

浄化槽法の改正

浄化槽を使用されている皆さまへ

トイレや生活排水を処理する浄化槽の機能を確保し、川や海など公共用水域の水質を保全するための浄化槽法が見直され、2月1日から施行されました。

- ① 浄化槽からの放流水に排水基準の設置
- ② 浄化槽の使用廃止の際の廃止届の提出の義務付け
- ③ 法定検査の受検率の向上と、浄化槽の適正な維持

管理を徹底するため、県の指導・監督権限の強化
④ 浄化槽設置後、法定検査の受検期間が、使用開始後「3カ月後から8カ月後」への変更(以前は「6カ月後から8カ月後」)

問合せ先

広島地域事務所環境管理課
TEL 0829-32-1181
(生活環境課)

役場の電話番号

総合案内 (休日や夜間) TEL 820-5600
FAX 854-8009

ホームページアドレス
http://www.town.kumano.hiroshima.jp

携帯電話用アドレスも同じ。右のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。



政策部
政策室 TEL 820-5632

建設部
建設課 TEL 820-5607
都市整備課 TEL 820-5608
下水道課 TEL 820-5609

総務部
総務課 TEL 820-5601
企画課 TEL 820-5602
税務課 TEL 820-5603

民生部
住民課 TEL 820-5604
福祉課 TEL 820-5605
生活環境課 TEL 820-5606
健康課 (中央地域健康センター内) TEL 855-1755

教育委員会 (教育部)
学校教育課 TEL 820-5620
生涯学習課 TEL 820-5621
教育委員会 FAX 855-1110

水道課 TEL 820-5610

議会事務局 TEL 820-5630

収入役室 TEL 820-5612

青少年教育相談 TEL 820-5659

教育集会所 (川角) TEL 854-0900

★各課室局へのお問い合わせは各メールでも受け付けています。メールアドレスについては熊野町ホームページでご確認ください。

・固定資産税(4期)
・国民健康保険税(6期)

問合せ先
固定資産税
税務課 収納推進室
TEL 820-5603

・国民健康保険税
住民課 保険年金係
TEL 820-5604
(税務課・住民課)

国民健康保険

国民健康保険退職者医療制度について

この制度は、長い間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入している人のうち、老齢(退職)年金を受けている人とその被扶養者が、医療を受ける制度です。

対象者は、次の条件をすべて満たす人とその被扶養者です。
① 国民健康保険に加入している。

② 老人保健制度の対象者ではない。

③ 厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上(または40歳以降の加入期間が10年以上)ある。

条件を満たしている人で、現在、みどり色の保険証を持つている方は、保険証、年金証書、印鑑をもって申請にお越しください。

なお、すでにクリーム色の保険証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。詳しいことは、住民課保険年金係へお問い合わせください。

問合せ先

住民課 保険年金係
TEL 820-5604

およろこび

(12月届け出分・敬称略)

川島 山田 村川 廻路 信田 本尾 島池 澤井 駒心 愛
真地 呉地 溝 中 萩 初 新 川 角 東 山
翔 瑚 閃 虹 曜 心 真 蒼 煌 龍 終 智 凛 瞭 愛

おおくやみ

(12月届け出分・敬称略)

井上 昌子 95 呉地
新宅 信子 90 中溝
神鳥 信子 77 萩原
中井 静江 77
荒谷 静江 77
山本 静江 77
中村 満江 64
小田原 満江 64
川口 森男 82 初城之堀
菅田 米市 88 新宮
友岡 誠治 46 平谷
松永 正行 89 平谷
坊田 正行 89 平谷
福原 正行 77 平谷
徳永 正行 75 平谷

※このコーナーに掲載を希望しない人は、住民課へ届け出る際にお申し出ください。
(住民課)



胎毛記念筆

一生一度の生まれを記録する
誇り高い胎毛の頭髪を、美しく記念する。
誕生記念、胎毛記念筆はお子様を、誇り高く育てます。
そして、亦、立派な成長を願う親心をお子様へ伝える
誇り高く生きる
勇気と、努力を身える
心の柱となります。

あらゆる可能性を
秘めて生まれた、
すばらしいお子様。
一生一度の
生まれを記録する
誇り高い胎毛の頭髪を、
美しく記念する。
誕生記念、胎毛記念筆は
お子様を、
誇り高く育てます。
そして、亦、
立派な成長を願う親心をお子様へ
伝える
誇り高く生きる
勇気と、努力を身える
心の柱となります。

制作料 額共 一五、〇〇〇円 (送料・税込)

胎毛記念筆

五ヶ月頃より初毛した
母胎内の生毛を記録した
一生一度の誇り高い胎毛の頭髪
彫刻は、立派な成長を願う
ご両親の声です。
制作いたします。

五ヶ月頃より初毛した
母胎内の生毛を記録した
一生一度の誇り高い胎毛の頭髪
彫刻は、立派な成長を願う
ご両親の声です。
制作いたします。

お申し込み下さい。
電話 八五四-八七一
ご送付下さい
〒731-4291
熊野郵便局 秘書課5号
お預かり致しました。
大切な胎毛の頭髪を、
日本胎毛美術協会員一同、
心込めて彫刻いたします。

日本胎毛美術協会